

12月4日(木)~10日(水)は

第60回人権週間です

“育てよう 一人ひとりの人権意識
思いやりの心・かけがえのない命を大切に”

人権週間は昭和23年12月10日、国連総会において、世界人権宣言が採択された日を記念してできたものです。

「人権」というのは、人間らしい幸せな生活を営むのに必要な権利です。お互いの人権が尊重される明るい世の中にしたいものです。

皆さんの中で、家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等)借地・借家問題、差別問題、外国人の問題、隣近所とのもめごとなど、さまざまな心配ごとでお困りの人は、人権相談所(高松法務局観音寺支局)あるいは地元の人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談内容等の秘密は固く守られます。

高松法務局人権擁護部

いじめや虐待など子どもの人権に関する相談・情報

子どもの人権110番

☎0120-007-110

夫や恋人からの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの女性の人権に関する相談・情報

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

12月10日(水)~1月10日(土)

年末年始の交通安全県民運動

例年、年末年始は人や車の往来が増加することや、忘年会や新年会等の飲酒の機会も多くなることから、重大事故の多発が懸念されます。そこで、次の重点項目に注意して、交通事故防止に努めましょう。

飲酒運転の根絶

交差点およびその付近での交通事故防止

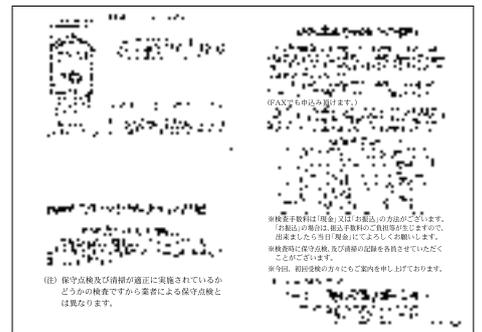
すべての座席のシートベルトとチャイルドシート

の正しい着用の徹底

浄化槽法定検査(11条検査)の受検にご協力を!

法定検査とは、毎年1回、知事が指定した指定検査機関((社)香川県浄化槽センター)が水質検査などを行い、浄化槽が適性に維持管理され本来の浄化機能が十分に発揮しているかを確認する重要な検査です。

同センターから浄化槽を設置しているすべての人に法定検査の受検案内が郵送されます。案内が届きましたら、内容・趣旨をご理解いただき、申込書を返送して検査を受けてください。



問い合わせ

水処理課

(社)香川県浄化槽センター

72-5667

087-881-6600

10月10日には、三豊警察署の依頼で、地域安全防犯キャンペーンに各地区からグリーンパトロールカー7台が参加しました。隊員は「安全・安心まちづくり宣言」の後、防



グリーンパトロールカー

下校時になると、「なんしょんな」「きいつけまいよ」と緑色の車が声をかけながら、パトロールしているのを見かけたことがあると思います。それがグリーンパトロール隊です。パトロール隊は、パトロールカーに乗って各地区内を巡回し、子どもたちの安全を見守っています。

少年育成センター

一般用 62-4115

少年相談 62-4116

犯意識の高揚を訴えながら、運転者に啓発用品を手渡し、各地区のパトロールへと出発しました。



グリーンパトロール隊

このように、グリーンパトロール隊は地域の見回り活動を続けながら、警察とも連携し、地域の安全・安心なまちづくりに貢献しています。

グリーンパトロール隊には、簡単な講習を受けるだけでどなたでも参加できます。ご協力いただける人は、教育委員会事務局・少年育成センターまでご連絡ください。

《少年相談コーナー》

「心子救」
相談電話

62-1116

平日 午前8時30分~

午後5時

一人で悩まず、

気軽に相談を!

市営住宅の入居者募集

公 営 住 宅	住宅名(所在)	構造	戸数	使用料	入居する人の所得に応じて決定します
	神原団地(高瀬町下勝間)	3DK(中層耐火3階建)	1	15,900~34,900円	
	西野団地(詫間町詫間)	3DK(中層耐火4階建)	1	22,300~48,900円	
	高谷団地(詫間町詫間)	3DK(簡易耐火2階建)	1	8,300~18,300円	
	唐崎団地(詫間町松崎)	3DK(簡易耐火2階建)	1	6,600~13,800円	
曾保団地(仁尾町仁尾甲)	2DK(簡易耐火2階建)	1	7,400~15,100円		

申込ができる人 (次の条件をすべて備えている人)

市内に住所または勤務場所を有する人
同居の親族が、同居しようとする親族がいる人
(婚姻の届け出はしていなくても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人や婚約者を含む)
現に住宅に困窮していることが明らかな人
市町村税等を滞納していない人

世帯の月額所得が基準の範囲内であること
申込者または同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと

(注)一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。

必要書類

申込書(住宅課または各支所事業課・高瀬事業課にあります)
住民票(本人および同居しようとする親族全員、続柄が記載されたもの)
所得課税証明書(15歳以上で学生を除く全員)
納税証明書(15歳以上で学生を除く全員)
申立書

入居予定時期

平成21年1月上旬

申込期間

入居希望者は、12月1日(月)から15日(月)の午前8時30分から午後5時(土、日は除く)までに、必要書類を持って住宅課または各支所事業課・高瀬事業課までお申し込みください。なお、申し込み期間以外の受付はしませんので、ご注意ください。

入居の決定方法

入居者選考委員会により選考し、決定します。

問い合わせ 住宅課 62-1131

『裁判員制度』

Q 裁判員になれないのは、どのような人ですか？



A 次のような方は裁判員になることができません。

- 欠格事項のある人＝一般に裁判員になることができない人
 - 国家公務員法第10条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
 - 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学歴を有する人は除く)
 - 満18以上の年に附せられた人
 - 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- 禁制事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人
 - 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
 - 大学の法律学の教授、准教授
 - 経路関係知事及び市町村長(特別区長を含む)
 - 自衛官
 - 刑罰以上の刑に当たる罪につき起訴され、その控訴事件の裁判に坐らない人
 - 逮捕又は留置されている人
- 事件に関連する不適格事項のある人
 - その事件について裁判員になることができない人
 - 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など
 - 審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士、検察官又は司法警察官として職務を行った人など
- その他の不適格事由のある人
 - その他、裁判所が不公平な裁判をされるおそれがあると認められた人